

「指定難病・小児慢性特定疾病 見舞金」の申請期限は12月20日です

県から指定難病や小児慢性特定疾病の受給者証の交付を受けている方に対して、見舞金の支給を行っています。支給を受けるためには、**毎年申請が必要**です。申請期間内に手続きをお願いします。

■対象者

基準日（令和4年10月1日）において、次の要件をすべて満たす方

- ・本市に居住し、1年以上本市の住民基本台帳に登録されていること
 - ・県から基準日に有効な受給者証の交付を受けていること
- ※受給者証に記載の自己負担上限月額が0円の方は対象外

指定難病特定医療費受給者証		小児慢性特定疾病医療受給者証	
公費負担番号		公費負担番号	受給者番号
氏名	性別	氏名	性別
住所		住所	
生年月日		生年月日	
診療科目	診療区分	診療科目	診療区分
医療機関の名称・番号		医療機関の名称・番号	
氏名	住所	氏名	住所
疾病名等		疾病名等	
自己負担上限額	月額 円	自己負担上限額	円
人工呼吸器使用	高額かつ長期	人工呼吸器使用	高額かつ長期
経過観察	市外受診	経過観察	市外受診
有効期限		有効期限	
茨城県水戸保健所長		茨城県水戸保健所長	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	

■支給額

指定難病 年額 20,000円
小児慢性特定疾病 年額 10,000円

■申請期限

12月20日(火)

■申請方法

- ①窓口、②郵送のいずれかで申請してください。
- ① 下記の持ち物を持参のうえ申請窓口でお手続きください。申請書は申請窓口に準備しています。
- ② 申請書を市ホームページよりダウンロードし、記入した申請書と下記の持ち物の写しを郵送してください。

[郵送先]

〒311-3495 小美玉市上玉里 1122
玉里総合支所内 社会福祉課 障がい福祉係

■持ち物

- ・指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証
- ・振込先金融機関通帳など

■申請窓口

社会福祉課 障がい福祉係（玉里総合支所2階）
福祉事務所 小川支所（小川総合支所1階）
福祉事務所 美野里支所（市役所本庁1階）

詳しくは市ホームページをご覧ください▶

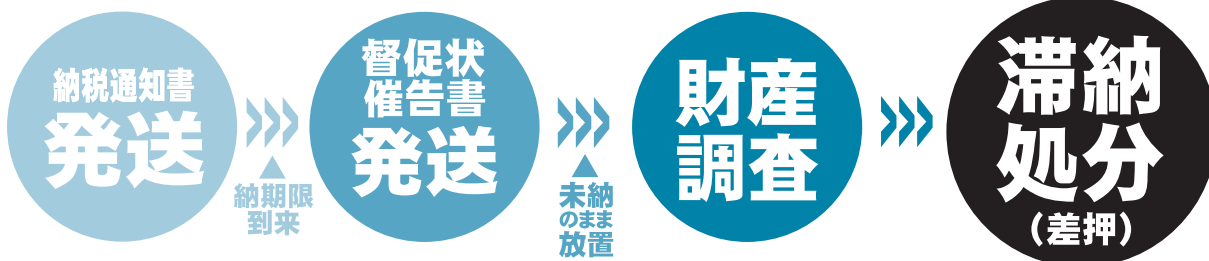


問い合わせ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0299-48-1111 (内線 3232)

ストップ滞納！納期限内納付をお願いします

■税の公平性を保つため、滞納処分を強化しています

未納のまま税金を放置すると、財産調査や差押などの滞納処分の対象となります。滞納処分までの流れは次のとおりです。



税金は、教育や文化振興、道路整備や福祉の充実など、市民の生活を支える行政サービスを提供するための貴重な財源です。納期限を経過すると、税法で定められた延滞金が加算されるので、納付が遅れると負担が大きくなります。税金は納期限内に納めましょう。

問い合わせ

収納課 ☎ 0299-48-1111 (内線 1186~1188)

■放置せずに早めに相談を

病気や失業、生活困難など、やむを得ない事情で納期内の納付が困難な場合は、収納課へ早めにご相談ください。

■便利な納付方法で納め忘れゼロに

ウェブで口座振替登録ができるようになりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

詳細はこちら

